

奨学金申込専用ページ

■ログイン
申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID	Z	D	2	3					
パスワード									

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

○メールアドレス登録
登録するメールアドレスを入力してください。
ページ最下部の「送信」ボタンを押すと、入力したメールアドレス宛に認証コードが送信されます。

【登録するメールアドレスについて】
申込IDやパスワードを忘れた場合の、申込IDの通知やパスワード初期化の認証に使用されます。迷惑メール設定をしている場合、認証メールが届かない可能性があります。(jsas@ses.jasso.go.jp)からのメールを受信できるようにしてください。

○新しいパスワードの設定
初回のみ「マイナンバー提出書」に印字されているパスワードの変更が必要です。
新しいパスワードを設定してください。

【パスワードの管理について】
 ◆第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。
 ◆第三者にパスワードを教えないでください。
 ◆第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。
 ◆【パスワードの作成条件】
 半角の英字、数字を含む組合せであること。
 8~16文字以内であること。
 申込IDと異なる文字列であること。
 現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

○メールアドレス認証
入力したメールアドレスに認証コードを送信しました。
メールに記載の認証コードを入力してください。

こちらは「マイナンバー提出書」の中に明記されています

「マイナンバー提出書」を手元に準備してください。

「申込ID」の欄に印刷されている「ZD23」で始まる10桁の英数字を、スカラネット画面の「申込ID」に入力してください。

「初期パスワード」の欄に印刷されている6桁の英数字を、スカラネット画面の「パスワード」に入力してください。

「メールアドレス登録」「新しいパスワードの設定」「メールアドレス認証」については、「給付奨学金案内」21ページを見ながら、画面の指示に従って進めてください。

アカウント情報登録完了と表示されたら、メールアドレスと申込IDを「給付奨学金案内」裏表紙の「おぼえ書き」に書き写してください。「次へ」を押すとメインメニューが表示されます。「奨学金申込」をクリックします。

**STEP1
確認書兼同意書の提出**

※給付奨学金の申込みにあたっては、「確認書兼同意書」を「給付奨学金確認書」に、「貸与申込条件等」を「給付申込条件等」に読み替えてください。

あなた（あなたが未成年（18歳未満）の場合は、あなたと親権者または未成年後見人）は、「確認書兼同意書」に記載されている次の内容を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼同意書」を提出しましたか。

- 貸与申込条件等
- 個人信用情報の取扱いに関する同意条項

※「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」には、延滞するとあなたの個人情報が個人信用情報機関に登録される等、重要な内容が記載されています。

○提出しました。
○提出していません。

下の「規程等を表示」ボタンを押して規程等（保証委託約款を含む）を確認し、了承する場合のみ、申込みを行ってください。

※規程等を確認しなければ、次の画面に進むことはできません。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

給付奨学金と貸与奨学金の両方を希望する人は「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、給付奨学金のみを希望する人は「給付奨学金確認書」の提出が必要です。
「提出していません。」を選択した場合はスカラネットの次の画面へ進むことができません。

学校に「給付奨学金確認書」及び「確認書兼同意書」の両方、又は「給付奨学金確認書」を提出した後、再入力してください。

規程等の表示を行わないと、次の画面へ進むことができません。

「了承します」にチェックを入れないと、次の画面へ進むことができません。

規程等を表示し、「了承します」にチェックを入れると「次へ」ボタンを押すことができるようになります。

**STEP2
日本学生支援機構奨学金の案内**

●給付奨学金
優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給されます。

●第一種奨学金
無利子の奨学金で、特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。

●第二種奨学金
利子付きの奨学金（在学中は無利子）で、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。

① あなたの氏名・誓約情報

日本学生支援機構理事長 殿
私は貴機構奨学生の申込みにあたり、学校に提出した「確認書兼同意書」及び「給付奨学生確認書」にしたがい、奨学生に採用決定後は速やかに貸与奨学生は「返還誓約書」を提出し、貸与が終了した後、または給付に返還の義務が生じた場合には滞りなく返還すること及び以下の申込み記載事項については正しく記入することを誓約します。

誓約日 西暦(4桁) 年 月 日 姓 名
(半角数字) 漢字氏名 5文字以内
カナ氏名 15文字以内 5文字以内
15文字以内

生年月日 選択 年 月 日 生年月日 選択 年 月 日

国籍 日本国籍 日本国籍以外
国籍が「日本国籍以外」の場合、在留資格を選択してください。
※国籍が「日本国籍以外」を選んだ人は、在留資格の証明書類を学校へ提出する必要があります。
※在留資格が永住者又は特別永住者の場合は、在留期間（満了日）の入力は不要です。

在留資格 在留期間（満了日） 西暦(4桁) 年 月 日
在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。 はい いいえ
※誓約日は以後訂正することができません。

◆給付奨学生支援区分の情報提供の確認◆
あなたが給付奨学生を申込む場合は、あなたの給付奨学生における審査結果（支給額の割合に関する情報）について、機関のシステム等を通じて在籍する学校に必要に応じて提供します。

同意しない場合、申請できません 同意します

◆第一種奨学生の貸与月額の確認◆
あなたが第一種奨学生（要返還、無利子）と給付奨学生又は授業料等減免の支援を併用で受ける場合は、政令等の規定に基づき、給付奨学生の支給月額及び授業料の減免額に応じて、第一種奨学生の貸与月額が調整（減額または増額）される場合があります。調整の結果、借用金額が増額となる場合は、別途届出が必要になります。また、調整後の貸与月額につき選択が可能な場合は、機関の定めるところにしたがい調整前の貸与月額と同額以下の貸与月額に調整されます。

同意しない場合、申請できません 同意します

STEP3 ② 奨学生申込情報

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の場合

1. 給付奨学生の新規申込みを希望しますか。
 希望します **希望しない場合、本申請及び授業料等減免に申請できません**
 希望しません
※給付奨学生の対象者は、進学先の大学等において別途手続きをすることで授業料や入学金の減免を受けられます。
参考：支給月額一覧（PDF）

2. 貸与奨学生（月額：第一種奨学生（無利子）、第二種奨学生（有利子））の新規申込みを希望しますか（現在、貸与奨学生を受けている場合、(c) の (8) ~ (14) を選択する方以外は「希望しません」を選択してください）。
 希望します 希望しません **選択**
あなたの希望する貸与奨学生を1つ選択してください。
(a). 第一種奨学生又は第二種奨学生のどちらかを希望する人のみ記入してください。
 (1) 第一種奨学生のみ希望します。
 (2) 第一種奨学生を希望するが、不採用の場合、第二種奨学生を希望します。
 (3) 第二種奨学生のみ希望します。
(b). 併用貸与を希望する人のみ記入してください。
 (4) 第一種奨学生及び第二種奨学生との併用貸与のみを希望します。
 (5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合、第一種奨学生のみ希望します。
 (6) 併用貸与不採用及び第一種奨学生不採用の場合、第二種奨学生を希望します。
 (7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学生のみ希望します。
(c). 現在奨学生の貸与を受けている人のみ記入してください。
 (8) 第二種奨学生の貸与を受けていますが、第一種奨学生への変更を希望します。
 (9) 第一種奨学生の貸与を受けていますが、第二種奨学生への変更を希望します。
 (10) 第一種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
 (11) 第二種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
 (12) 第一種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
併用貸与不採用の場合、第二種奨学生への変更を希望します。
 (13) 第二種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。
併用貸与不採用の場合、第一種奨学生への変更を希望します。
※(12) は欠番です。
上記 (8)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14) を選択した人は奨学生番号を記入してください。
奨学生番号は奨学生証又は返還誓約書で確認すること
 奨学生番号
(半角数字) (例: 822 04 99999)

誓約日はスカラネット入力日としてください。ここで入力した誓約日を基準とし、成年判定を行います。

学生本人の本名を、全角漢字及び全角カタカナで入力してください。名前が長い場合は、入るところまで入力してください。（「給付奨学生案内」19ページ「文字入力」参照）

外字は使用しないでください。
(例) 吉→吉、廣→廣、祐→祐

漢字氏名には「を」「ヲ」ともに入力できますが、カナ氏名に「ヲ」は入力できません。カナ氏名には代わりに「オ」と入力してください。

(例) 漢字氏名 機構 かをる
カナ氏名 キコウ カオル

姓・名欄ともに、「スペース」は入力しないでください（ミドルネームは名とつなげて入力してください）。

(例) 奨学 トーマス 太郎
→ 奨学 トーマス太

△カナ氏名は、振込口座の名義人氏名と同一であることが必要です。通帳の口座名義人氏名を必ず確認しながら入力してください。

外国籍の人は「給付奨学生案内」13ページの表のとおり在留資格に制限があります。必ず在留資格を在留カード等で確認してください。

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の人は、在留期間（満了日）を入力してください。在留資格が法定特別永住者又は永住者の場合は、在留期間（満了日）の入力は不要です。

「2. 貸与奨学生（月額：第一種奨学生（無利子）、第二種奨学生（有利子））の新規申込みを希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学生案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。
通信課程の人が選択可能なものは次のページに記載されています。

【(8) ~ (14) を選択する人へ】
既に第一種・第二種のどちらか一方を貸与中の人、予約採用者、又は短期大学・高等専門学校・専修学校から大学への編入学により第二種奨学生を継続する人で、(8) ~ (14) を希望する場合は、下記のとおり選択・入力してください。（「貸与奨学生案内」も参照してください）。

○第二種→第一種の変更又は第一種→第二種の変更を希望
・変更前の奨学生番号が決定している場合は(8) 又は(9) を選択し、下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。
・変更前の奨学生番号が未決定の場合は(a) の(1) 又は(3) を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

○第一種又は第二種→併用貸与の変更を希望（併用貸与の学力、家計基準を満たす必要があります）
・(10) 又は(11) を選択し、変更前の奨学生番号が決定している場合は下の奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。変更前の奨学生番号が未決定の場合は、奨学生番号を入力せずに進む。

○希望する併用貸与への変更が不採用だった際に、現在貸与中の奨学生とは異なる種類の貸与奨学生への変更を希望
・変更前の奨学生番号が決定している場合
→(13) 又は(14) を選択し、下の奨学生番号欄に決定した奨学生番号を入力する。
・変更前の奨学生番号が未決定の場合
→(a) の(1) 又は(3) を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。

通信課程の場合

1. 給付奨学金の新規申込みを希望しますか。

- 希望します
希望しません

※給付奨学金の対象者は、進学先の大学等において別途手続きをすることで授業料や入学金の減免を受けられます。

参考：支給月額一覧（PDF）

2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））の新規申込みを希望しますか。

- 希望します
希望しません

3. あなたの希望する貸与奨学金を1つ選択してください。

- (1) 第一種奨学金のみ希望します。
 (2) 第二種奨学金のみ希望します。
 (3) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併用貸与を希望します。

あなたが在籍している通信課程により奨学金の貸与を受けられない場合があります。詳しくは学校に確認してください。

「2. 貸与奨学金（月額：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子））を希望しますか。」で「希望します」を選択すると表示されます。「貸与奨学金案内」をよく確認し、希望するものを選択してください。

(2) 学籍番号は半角英数字や半角ハイフン(-)以外の文字を入力することができません。学籍番号にそれ以外の文字が使われている場合、学校の指示にしたがってください。

(4) 専修学校は、「あなたは上級学科に在学していますか。」という設問が表示されます。学校からの指示がない限り(4)は「いいえ」を選択してください。

(5) 次のページに掲載の「**入学・卒業予定期月早見表**」を参照し、卒業年月に合わせた実質学年を入力してください。編入学の場合は編入した学年を入力してください。

(例)
 2年次休学のため3年次へ進級できなかった場合→2学年
 3年次編入→3学年

(6) 通学課程の学生は「**昼（昼夜開講含む）**」又は「**夜**」を選択してください（高等専門学校の場合、この設問は表示されません）。

(7) ①～③から該当する1つを選択してください。

編入学又は転学した人は、前に在学していた学校への入学年月等も入力が必要です。

(例)
 2021年4月にA短期大学に入学。2023年3月にA短期大学卒業後、2023年4月にB大学の3年次に編入学

- ・現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月 : 2021年4月(A短期大学の入学年月)
- ・現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ在籍していた最終年月 : 2023年3月(A短期大学の卒業年月)
- ・現在通っている学校へ編入学又は転学した年月 : 2023年4月(B大学へ編入学した年月)

短期大学又は高等専門学校の認定専攻科に在学している人は、以下の年月を入力する設問が表示されます。

- ・専攻科に入学する前に通っていた学校(本科)へ入学した年月
- ・専攻科に入学する前に通っていた学校(本科)に在籍していた最終年月
- ・専攻科に入学した年月

高等専門学校から編入学、転学又は専攻科に入学した場合、前に在学していた学校の入学年月には高等専門学校の4年次に進級した年月を入力してください。

③ーあなたの在学情報

大学の場合

1. 学校

(1) あなたの学校名を確認してください。(1) ×× 大学

(2) あなたの学籍番号を記入してください。(2) (半角英数字記号) []

(3) あなたの在学している学部（科）名を選択してください。(3) [] ▼

(注) 短期大学・専修学校に在学している方は学校の指示にしたがって選択してください。

(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか。(4) いいえ 専攻科 別科

(5) 学年を記入してください。(5) (半角数字) [] 学年

(6) 昼夜課程を選択してください。

(6) 昼（昼夜開講含む） 夜 通年スクーリング 昼間スクーリング

(7) 現在通っている学校への入学について、次の①～③のうち該当するものを選択し、入学年月等を記入してください。

①現在通っている学校の1年次に入学した。(同一校で転学部・科している場合を含む)

→入学した年月 : 西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

②現在通っている学校の2年次以上の学年(課程)に、他の学校から編入学又は転学した。

(以下の3つの年月を全て記入してください。)

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ在籍していた最終年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学した年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

③現在通っている学校の2年次以上の学年(課程)に、他の学校から編入学又は転学した。(編入学又は転学の前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある)。

(以下の5つの年月を全て記入してください。)

【1回目の編入学】

→2回目の学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

→2回目の学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

→2回目の学校へ編入学又は転学した年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

【2回目の編入学】

→現在通っている学校へ編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

→現在通っている学校へ編入学又は転学した年月 :

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

～ のいずれかを選択
編入学者は右の注記熟読

短期大学及び高等専門学校の人は、以下のとおり設問が変更になります。この設問において、あなたが在籍している専攻科が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けているかを「認定専攻科の一覧表」で確認し、「はい」又は「いいえ」を選択してください(「いいえ」を選択した場合、給付奨学金の支援対象外です)。

(4) あなたは正規の課程を修了後に専攻科に在学していますか。

- はい いいえ

上記で「はい」と答えた人にお聞きします。

あなたが在籍する専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認められた認定専攻科ですか。

認定専攻科の一覧表（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のページへリンク）（PDF）

高等専門学校の場合は、以下のとおり設問が変更になります。

(6) あなたの入学年月を記入してください。

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月入学

(7) 現在通っている学校の4年次へ進級した年月を記入してください。

西暦(半角数字4桁) [] 年 [] 月

短期大学の場合は「(4) あなたは専攻科または別科に在学していますか」と表示されます。

- (8) あなたの正規の卒業予定年月を記入してください。
 (8) 西暦(半角数字4桁) 年 月 卒業予定
 (9) あなたの正規の修業年限を記入してください。
 (9) (半角数字) 年 か月

<入学・卒業予定年月早見表>

2023年4月現在 1年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年		2025/3
3年		2026/3
4年	2023/4	2027/3
5年		2028/3
6年		2029/3

2023年4月現在 2年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
2年		2024/3
3年		2025/3
4年	2022/4	2026/3
5年		2027/3
6年		2028/3

2023年4月現在 3年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
3年		2024/3
4年	2021/4	2025/3
5年		2026/3
6年		2027/3

2023年4月現在 4年生

修業年限	入学年月	卒業予定年月
4年		2024/3
5年	2020/4	2025/3
6年		2026/3

(8) 通常は正規の卒業予定年月を入力します。
 例えば新入生で2年課程の人は2025年3月になりますが、過去に休学や留年をしたことがある人は、入学当初の卒業予定ではなく、今現在の卒業予定期を入力してください。(左に掲載の<入学・卒業予定年月早見表>を参照してください)。なお、年度途中修了など特別な事情により、卒業月が3月以外になる学部・学科に在籍する場合は学校に確認してください。

(9) 「修業年限」とは、あなたの学部・学科が何年課程のものかという意味です。
 ※現時点からあと何年通うかという意味ではありません。入力間違いをしないよう注意してください。

- (例)
 ○4年課程の3年次に在学(編入)する人の修業年限は4年。
 ○2年課程に在学し、1年次の途中で申し込んだ人の修業年限は2年(1.5年ではありません)。

※長期履修学生について

長期履修学生(「給付奨学金案内」)では通常課程の標準修業年限に相当する卒業予定期を、修業年限は通常課程の修業年限をもとに算出されます。(2023年4月入学者の例)
 通常課程の標準修業年限は2年で、3年かけて修業し2026年3月が修業予定期となります。なお、第二種奨学金の場合は、通常の修業年限の終期まで貸与されます。

荒牧キャンパス 371-0044 前橋市荒牧町4-2
 昭和キャンパス 371-0034 前橋市昭和町3-39-22
 桐生キャンパス 376-0052 桐生市天神町1-5-1

1年生は全員、荒牧キャンパスの住所を入力する

- (10) あなたが通学するキャンパスのある住所を入力してください。

※郵便番号を入力して「住所検索」ボタンを押しても住所が自動入力されない場合は、郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

郵便番号(半角数字) 371-0044 住所検索
 住所1(自動入力) 群馬県前橋市荒牧町
 住所2(番地以降)(全角文字) 4-2

- (11) あなたの通学形態を選択してください。

※社会的養護を必要とする人が、児童養護施設等や里親等のもとから通学し、本人居住にかかる費用(家賃)を負担していない場合は、「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択してください。
 ※社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が居住にかかる費用(家賃)を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を選択し、下記設問にて⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、支障が生じる理由の入力欄に「独立生計者である旨」を入力してください。
 ※給付奨学金を希望する人が「自宅外通学」を選択した場合でも、自宅通学の月額からの振込み開始となります(給付奨学金に併せて第一種奨学金を希望する場合、第一種奨学金も自宅月額からの振込みとなります)。自宅外月額の振込みは、生計維持者(原則父母)と別居し、かつ学生等本人の居住に係る家賃が発生していることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を学校へ提出し、不備なく審査終了してからとなります。

要選択 ○自宅通学(またはこれに準ずる) ○自宅外通学

上記で「自宅外通学」を選択した人にお聞きします。「自宅外通学」が適用される要件は、次のとおりです。あなたが該当するもの全てを選択してください。
 いずれにも該当しない場合は、「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択し直してください。

該当するものにチェック

- ①実家(生計維持者)いざれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

上記で「⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難」と答えた人は、実家から通学した場合、学業継続に支障が生じますか。

○支障が生じる ○支障が生じない

上記で「支障が生じる」と答えた人は、支障が生じる理由を以下に記入してください。

「自宅外通学」となるあなたの現住所を入力してください。

郵便番号(半角数字) - 住所検索
 住所1(自動入力)
 住所2(番地以降)(全角文字)

郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、2023年4月時点(二次採用(秋)で申し込む場合は2023年10月時点)で通学しているキャンパスの住所を選択してください。自動表示されない場合は郵便局ホームページから住所をもとに郵便番号を検索し、本画面に入力してください。

「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

2023年4月時点(二次採用(秋)で申し込む場合は2023年10月時点)での状況に基づき選択してください。

給付奨学金を申し込む人が自宅外月額を選択する場合は、書類提出が必要です(社会的養護を必要とする人も同様です)。

「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振込まれ、自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類を提出し、不備なく審査終了した後になります。振込み反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

「自宅通学(またはこれに準ずる)」を選択した場合は、入力不要です(ボタンを押すことができます)。

・「自宅外通学」を選択した場合は入力が必要になります。2023年4月時点(二次採用(秋)で申し込む場合は2023年10月時点)から現在までお住まいの住所を入力してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

④一奨学金給付額情報

- 給付奨学金を希望する人は次のこととに答えてください。
 - 給付奨学金が採用となった場合、4月振込分からの支給の停止を希望しますか。
 はい いいえ

「はい」と答えた人は、停止理由を選択してください。

 - 2023年4月1日時点で休学中であるため（2023年4月2日以降に休学が始まる場合は該当しません。申込後、別途手続が必要です）。
 - 他団体の奨学金利用に伴い、機関の給付奨学金との併給が認められないため
 - その他
- あなたは、2023年4月以降、以下の支援を受ける予定がありますか（ハローワークや役所からあなた本人が受けている給付金があれば、次に該当するものがないか、必ず確認してください）。

※2023年4月以降、以下の国費による支援を受けている期間は、日本学生支援機構の給付奨学金の額は0円となります。

- ・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- ・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- ・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- ・職業転換給付金＜訓練手当＞【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

⑤一奨学金貸与額情報

- 第一種奨学金を希望する人は次のこととに答えてください。
 - あなたの希望する月額を1つ選択してください。（1） **4万5千**

[2018年度以降入学者(2018年4月以降の入学年月を入力した人)の貸与月額]

区分 月額の種類	大学				短期大学・専修学校（専門課程）				高等専門学校（4・5年生、専攻科）			
	国・公立		私立		国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	4万5千円	5万1千円	5万4千円	6万4千円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円
最高月額以外の月額	3万円	3万円	4万円	4万円	3万円	4万円	4万円	5万円	3万円	4万円	4万円	5万円
	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円

最高月額を利用するためには、併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。
それぞれの月額を利用できる収入・所得金額の目安は、「貸与奨学金案内」を参照してください。

⇒ 最高月額を選択した人は、以下の質問に答えてください。
貸与月額〇円は一定の条件を満たした場合のみ貸与を受けられる月額です。
条件を満たさなかった場合に希望する月額を選択してください。

注意！ 支給を受けたい時は、「いいえ」を選択してください。
「はい」を選択すると、採用されても振込みされません。

以下のような場合に「はい」を選択してください。
 ・海外留学支援制度の利用に伴い、支給を停止する必要がある
 ・他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があるため、支給を停止する必要がある
 ※届出による停止解除により、支給を再開することができます。

併給禁止規定のある民間奨学金に採用されている又は応募する場合は、必ず停止を希望すること

申込者本人（あなた）が受けているかどうかについて選択してください。
生計維持者（両親等）が受けている場合は該当しません。

「支援を受けている」「支援を受ける予定である」を選択した人には、給付金の種類が表示されます。
あなたが受けている（受ける予定である）給付金の種類を選んでください。

給付奨学金のみ希望する人は、入力の必要はありません。

入学年度によって、適用される貸与月額が異なります。
また、専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校は「国・公立」の月額が適用されます。
ブルダランリストから希望する月額を選択してください。

春の定期採用で採用されると、第一種奨学金の貸与始期は2023年4月となります（入学年度によりません）。

自宅外通学の場合でも、自宅月額を選択することができます（入学年度によりません）。

最高月額が認められなかった場合に希望する月額を上表の最高月額以外の月額から選択してください。

→ [2017年度以前入学者(2018年3月以前の入学年月を入力した人)の貸与月額]

2017年度以前入学者は、最高月額の選択の制限はありません。

入学年度
(入力した入学年月)
により選択できる月額が異なります

大学				短期大学・専修学校(専門課程)				高等専門学校(4・5年生・専攻科)			
国・公立		私立		国・公立		私立		国・公立		私立	
自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
4万5千円	5万1千円	5万4千円	6万4千円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円	4万5千円	5万1千円	5万3千円	6万円
3万円				3万円				3万円			

(2) あなたの希望する返還方式を選択してください。
 (注) 所得連動返還方式を希望する場合、保証制度は「機関保証」になります。

(2) ○所得連動返還方式 ○定額返還方式
要選択 (3) ○はい ○いいえ

(3) 第一種奨学金の再貸与を希望しますか。
 「はい」と答えた人はこれまでに今回申込と同一学種で貸与を受けた第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。

奨学生番号(半角数字)

第一種奨学金の再貸与を希望する人は、再貸与の制度を確認し、同意する場合のみ、申込を行ってください。

(注) 制度等を確認するまで、次の画面に進むことはできません。 再貸与の制度を表示 同意します。

(4) あなたは「地方創生枠推薦者」ですか。
要選択 (4) ○はい ○いいえ

「はい」と答えた人は、推薦者決定に際して、奨学金申込時に入力するよう指示された番号を入力してください。

(半角数字)

2. 第二種奨学金を希望する人は次のことについて選択してください。
要選択

(1) あなたの希望する月額を1つ選択してください。
 (1) **2万円**

2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円
8万円	9万円	10万円	11万円	12万円	

(2) あなたは私立大学の医学・歯学・薬学・獣医学課程に在学していますか。
 (2) ○はい ○いいえ

「はい」と答えた人でかつ12万円の月額を選択した人のみ増額月額を希望することができます。
 あなたは(医・歯は4万円、薬・獣医は2万円増)を希望しますか。
 ○4万円 ○2万円 ○希望しない

*貸与月額について確認してください。

あなたは併用貸与を希望しています。併用貸与を受けると貸与総額及び毎月の返還額が多額となります。この申込手続終了後、貸与月額が適切であるか再度確認してください。

なお、第二種奨学金の最高月額を選択した場合は、「家庭事情情報」欄に第二種奨学金の最高月額を必要とする「理由」をご記入いただくことになります。

ご記入いただいた「理由」については、学校担当者から確認等を行う場合があります。

○はい ○いいえ

(3) あなたは何月分から貸与を希望しますか。
 (注) 奨学生採用後は貸与始期の変更はできません。

(3) 西暦(半角数字4桁) **2023** 年 **4** 月

3. 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のみ選択してください。

(1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金を希望しますか。
 1年次に入学した人および編入学の人のみ希望することができます。
 (1) ○はい ○いいえ

「はい」と答えた人は、希望する額を選択してください。

**(1) ではいの場合
いずれかを選択** ○10万円 ○20万円 ○30万円 ○40万円 ○50万円

4. 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は選択してください。

(1) あなたの希望する利率の算定方法を選択してください。
要選択 (1) ○利率固定方式 ○利率見直し方式

第一種奨学金を希望する人は、返還方式を選択できます。「貸与奨学金案内」を確認のうえ、のうえ、どちらかを選択してください。

過去に同じ学種で第一種奨学金を受けたことがある人は「はい」を選択してください。

第一種奨学金の再貸与制度とは?

過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学種(大学、短期大学、高等専門学校、専修学校)で再度新たに第一種奨学金の貸与を受けることができる制度です。詳しくは「貸与奨学金案内」を参照してください。

(⑤一奨学金貸与額情報) 直上の(3)で「はい」と答えた人に表示されます。

「地方創生枠推薦者」とは、地方公共団体と地元産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生等を応援する取組みとして、基金を設置した地方公共団体(基金設置団体)から推薦された人です。各都道府県において100名を上限として推薦されています。

基金設置団体から「地方創生枠」としての推薦を受けていない人は、「いいえ」を選択して次に進んでください。

プルダウンリストから希望する月額を選択してください。

(2)は医・歯・薬・獣医学の増額に関する入力項目です。

併用貸与を希望した人に表示されます。

併用貸与については、「貸与奨学金案内」を参照してください。

併用貸与を希望し、第二種奨学金で最高月額を選択した人に表示されます。

併用貸与を希望した人は、貸与月額が適切であることを確認後、「はい」を選択してください。

一次採用(春)で申込みする人は、2023年4月~9月のいずれかの月を入力してください。
 二次採用(秋)では、10月~3月のいずれかの月を入力してください。次の設問3.で入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、2023年4月(二次採用(秋)では10月)を入力してください。入学時特別増額貸与奨学金は、入学した学校において1回しか受け取ることができます。そのため、すでに入学時に入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けたことがある場合は、「いいえ」を選んでください。
 編入学の人が編入学時に入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、「いいえ」を選択して学校へ申し出てください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は、「国教育ローン」を利用できない人を対象としており、第二種奨学金と同様に有利子です。「貸与奨学金案内」を参照してください。

返還時の利率の算定方法を選択する項目です。詳しくは「貸与奨学金案内」を参照してください。

STEP4

⑥一あなたの履歴情報

1. あなたの最終学歴を記入してください。

1. 西暦(半角数字4桁) 年 月 高校 ▼ 卒業または退学

2. あなたは国内の高等学校(本科)を卒業しましたか。

※ここでいう「高等学校」には、国内の中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)又は専修学校的高等課程(修業年限が3年以上のもの)を含みます(インターナショナルスクールや在外教育施設等は含みません)。

※現在、高等専門学校の第1学年から第3学年まで在学中の場合は入力不要です。

要選択

○はい ○いいえ

「はい」と答えた人にお聞きします。

あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月を記入してください。

西暦(半角数字4桁) 年 月

「いいえ」と答えた人にお聞きします。

あなたが現在通っている学校への入学前の履歴は次のうちどちらになりますか。

○高等学校卒業程度認定試験合格者

○その他(インターナショナルスクール、在外教育施設等)

「高等学校卒業程度認定試験合格者」と答えた人にお聞きします。

あなたは高等学校卒業程度認定試験にいつ合格しましたか。

西暦(半角数字4桁) 年 月

あなたは、高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度(16歳になる年度)から高等学校卒業程度認定試験合格者となった年度まで5年を経過していますが、5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していましたか。

○はい ○いいえ

「その他」と答えた人にお聞きします。

あなたが卒業又は修了した「その他」の学校名(正式名称)とその学校を卒業又は修了した年月を記入してください。

西暦(半角数字4桁) 年 月

3. 【給付】あなたはこれまでに、日本学生支援機構の「給付奨学金」(原則、返還不要)を受けていますか。(現在支給が終了しているものを含む)

要選択

○はい ○いいえ

【貸与】あなたはこれまでに、「②一奨学金申込情報」で入力した他に日本学生支援機構の「貸与奨学金」(第一種・第二種)(原則、要返還)を受けていますか(現在貸与が終了しているものを含む)。

要選択

○はい ○いいえ

上のいずれかの設問で「はい」を選択した人はその奨学生番号を記入してください。

※第一種奨学金を利用している人が給付奨学金を受給する場合、貸与額が調整されます。

※貸与・給付を受けた奨学金が複数ある場合は、「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を記入してください。

※奨学生番号の記入を取り消す場合は、「削除」ボタンを押してください。

半角数字	例	奨学生番号 1	612	04	999999	削除	追加
		奨学生番号 2	619	08	999999	削除	追加
		奨学生番号 3	810	01	999999	削除	追加
		奨学生番号 4	815	02	999999	削除	追加
		奨学生番号 5				削除	追加

該当分を全て入力

※第二種奨学金の貸与について確認してください。

あなたは、これまでに同一の学校区分で2回以上、第二種奨学金の貸与を受けています。日本学生支援機構の規程により、これ以上第二種奨学金を申し込むことができない場合や借りられる期間が制限される場合があります。

確認しました

直近に卒業又は退学した学校の年月及び学校を選択してください。

高等学校卒業後に専修学校高等課程などに進学・卒業した場合、「あなたがはじめて国内の高等学校を卒業した年月」は専修学校高等課程ではなく高等学校の卒業年月を入力してください。

高等専門学校を卒業した場合は、第3学年修了年月を入力してください(高等課程2年間を含まない年月を入力してください)。(例)

高等専門学校(高等課程)を2023年3月に卒業
⇒高等学校を卒業した年月は2021年3月

卒業・修了年月または合格年月入力欄の下に、「大学等への入学時期等に関する要件」の説明が表示されます。説明を読み、あなたが要件に該当することを確認したら「確認しました」にチェックを入れてください。

③ページの②一奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に、日本学生支援機構の給付奨学金又は貸与奨学金を受けている、あるいは受けたことがある場合は、設問にて「はい」を選択してください。

③ページの②一奨学金申込情報で入力した奨学生番号以外に、日本学生支援機構の奨学金を受けたことがない場合は、設問で「いいえ」を選択してください。

奨学生番号が複数ある場合は「追加」ボタンを押してすべての奨学生番号を入力してください。入力を取り消す場合は「削除」ボタンを押してください。

同一の学校区分(大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等)で2回以上第二種奨学金の貸与を受けている人に表示されます。

・③ページの②一奨学金申込情報に入力した番号は入力しないでください。

・採用取消となった奨学生番号は入力しないでください。

・高校在学中に、都道府県等(日本学生支援機構及び日本育英会以外)から奨学金の貸与を受けていた場合、入力の必要はありません(高等学校及び専修学校高等課程の奨学金は、平成17年入学者より、日本学生支援機構から各都道府県に移管されました)。

「5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」とは、下記のような場合が該当します。

(例) 16歳になる年度: 2013年度

16歳になる年度から5年経過⇒2018年4月1日以降

2018年度、2019年度に高等学校卒業程度認定試験受験(不合格)

2020年度に高等学校卒業程度認定試験受験(合格)

※上記の例では、2018年度又は2019年度に受験していない場合、「5年を経過した後も毎年度高等学校卒業程度認定試験を受験していた」に該当しないため、申し込むことができません。

給付奨学金のみを希望する人は⑦一保証制度の入力は必要ありません。

STEP5

⑦一保証制度

1. あなたが希望する保証制度を選択してください。

要選択

機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとておく必要があります。

制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

併願又は併用で申し込み（②一奨学金申請情報で次の選択肢を選択した場合）、

- (2) 第1希望：第一種奨学金 第2希望：第二種奨学金
- (4) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用）
- (5) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用） 第2希望：第一種奨学金
- (6) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用） 第2希望：第一種奨学金 第3希望：第二種奨学金
- (7) 第1希望：第一種奨学金と第二種奨学金（併用） 第2希望：第二種奨学金

かつ第一種奨学金の返還方法を「所得連動返還方式」と選択した場合

- ▼ 1. 第一種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

所得連動返還を希望する場合、保証制度は「機関保証」のみになります。「人的保証」は選択できません。

機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

2. 第二種奨学金についてあなたが希望する保証制度を選択してください。

機関保証

※機関保証制度は、連帯保証人や保証人の選任が不要です（一定の保証料が毎月の奨学金から差し引かれます）。

制度の内容について承知し、機関保証を選択します。

人的保証

※人的保証制度は、選任する連帯保証人や保証人に事前に了解をとおく必要があります。

制度の内容について承知し、人的保証を選択します。

給付奨学金のみ希望する人は、⑦一保証制度の入力の必要はありません。

チェックを入れないと
次に進むことができません。

所得連動方式を希望する場合、
第一種奨学金の保証制度は「機
関保証」となります。人的保
証は表示されません。
詳細は「貸与奨学金案内」を参
照してください。

チェックを入れないと
次に進むことができません。

STEP6

⑧一貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人等情報

1. あなた自身について入力してください。

(1) あなたのお名前は△△ ○○さんですね。

(2) 男 女 回答したくない

(3) あなたの生年月日は××年△△月○○日ですね。

(3) 成年判定

(4) あなたの現住所を記入してください。

※申込者本人のマイナンバーを申込時に提出できない場合は、住民票住所を入力してください。

住所1（自動入力）

住所2（番地以降）（全角文字）

(4) 郵便番号（半角数字）

住所検索

(5) あなたの電話番号を記入してください。

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

（ハイフンなし・半角数字）

携帯電話の電話番号を記入してください。（ハイフンなし・半角数字）

①あなたの氏名・誓約情報で
入力した姓名が表示されます。

①あなたの氏名・誓約情報で
入力した生年により判定されます。

あなたのマイナンバーを申込時
に提出できない場合は、住民票
住所の入力が必要です。

郵便番号を郵便局ホームページ
等で住所をもとに事前に確認し
てください。郵便番号入力後に
「住所検索」ボタンを押すと、
入力した郵便番号に相当する住
所が「住所1」に自動表示され
ますので、お住まいの住所を選
択してください。「住所2」には、
「住所1」で選択した住所以降
を、番地等が重複しないように
入力してください。
※下記の「住所の入力例」参照

固定電話と携帯電話を両方所有し
ている場合は、どちらも入力して
ください。

住所の入力例

（郵便番号） 162 - 9999 住所検索 ← 押下

注意！

表示された住所一覧の中から、正しい住所を選択してください。



- 住所1（自動入力） 東京都 新宿区 市谷本村町 1丁目
 東京都 新宿区 市谷本村町 2丁目¹
 東京都 新宿区 市谷本村町 3丁目²

住所2（番地以降） 9 9 - 9 機構ハイツ 5 0 5

注意！

※番地以降を全て全角で入力してください（英数
字やハイフン、スペースを含む）。入力漏れが
あると次の画面に進めません。

※番地以降のない住所は、住所2欄に全角で「.（ピリオ
ド）」を入力してください。

※住所2欄には、住所1欄の表示部分を入力しないでく
ださい。

上記例の場合、住所1欄で「1丁目」を選択し、住所2
欄に誤って「1丁目 9 9 - 9 …」と入力した場合、
届出内容は「1丁目1丁目 9 9 - 9 …」となります。

※住所、電話番号に海外の住所等を入力することはでき
ません。連絡のとれる国内の住所等を入力してください。

⑦一保証制度で「機関保証」を選択した人

↓

2. 本人以外の連絡先について

あなたは保証制度画面で「機関保証」を選択しています。あなた以外の連絡先について入力してください。

(1) その氏名

(1) 漢字（全角5文字以内）	姓	名
カナ（全角15文字以内）		

(2) その生年月日

(2) [] 年 [] 月 [] 日生

(3) あなたとの続柄

(3) []

(4) その住所

(4) 郵便番号（半角数字）[]-[] 住所検索

住所1（自動入力）

住所2（番地以降）（全角文字）

(5) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

その携帯電話の電話番号

(ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

⑦一保証制度にて「機関保証」を選択した場合に表示されます。

機関保証を選択した人は、あなた（本人）以外の連絡先を入力する必要があります。あなたに送付する重要な書類が届かない場合等に、ここに入力した連絡先に、あなたの住所・電話番号を照会することができます。

※注意！「本人以外の連絡先」を入力する前に、必ずその人の承諾を得てください。ここで入力した「本人以外の連絡先」は採用されると返還誓約書に印字されます。万一、返還誓約書に自署してもらえない不備となり奨学生の資格を失うことになります。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

⑦一保証制度で「人的保証」を選択した人

↓

2. 連帯保証人と保証人について

あなたは保証制度画面で「人的保証」を選択しています。連帯保証人及び保証人について入力してください。

(1) 連帯保証人について入力してください。

- ・原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等にしてください。
- ・未成年者等保証能力がない人は認められません。
- ・債務整理（破産等）中の人に連帯保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

(a) 漢字（全角5文字以内）	姓	名
カナ（全角15文字以内）		

(b) その生年月日

(b) [] 年 [] 月 [] 日生

(c) あなたとの関係

(c) []

未成年後見人の場合は、その続柄

(d) その住所

・連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) 郵便番号（半角数字）[]-[] 住所検索

住所1（自動入力）

住所2（番地以降）（全角文字）

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

その携帯電話の電話番号

(ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

(f) その勤務先

(f) (全角文字) []

勤務先電話番号

(ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

※連帯保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

 無職

⑦一保証制度にて「人的保証」を選択した場合に表示されます。

連帯保証人・保証人の選任条件は必ず「貸与奨学金案内」を確認してください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。

無職の場合は「その勤務先」には何も入力せず、ここにチェックを入力してください。

⑦一保証制度で「人的保証」を選択した人（続き）

↓

(2) 保証人について入力してください。

- 原則として、4親等以内の成年親族のうち、あなた及び連帯保証人と別生計の65歳未満の人を選んでください。
- 未成年者等保証能力がない人は認められません。
- 債務整理（破産等）中の人を保証人に選任することは認められません。

(a) その氏名

(a) 漢字（全角5文字以内）	姓	名
カナ（全角15文字以内）		

(b) その生年月日

(b) [] 年 [] 月 [] 日 生

(c) あなたとの続柄

(c) []

(d) その住所

・保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）に記載されている住所を入力してください。

※印鑑登録証明書には住民票と同じ住所が記載されています。

(d) 郵便番号（半角数字）[]-[] 住所検索

住所1（自動入力）

住所2（番地以降）（全角文字）

(e) その電話番号

※自宅電話番号がなければ携帯電話の電話番号で構いません。

(ハイフンなし・半角数字) [] [] []

その携帯電話の電話番号 (ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

(f) その勤務先

(f) (全角文字) []

勤務先電話番号

(ハイフンなし・半角数字) []-[]-[]

※保証人が無職の場合は、下記にチェックを入力してください。

無職

(g) 連帯保証人と保証人は別生計ですね。

(g) はい いいえ

※連帯保証人、保証人に相応しい人物かどうか、入力情報を元に判定を行います。年齢による判定では、各人物の誓約日（①ーあなたの氏名・誓約情報で入力した年月日）時点での年齢を元に判定を行います。

あなたからみた続柄です。

(例) おじ、おば

※以下の場合は、「その他（知人等）」と記入（選択）してください。

- 離婚により親権を失った父母
- 養子縁組により親権を失った本人の実父母
- 配偶者の父母
- （父（母））や「その他（4親等以内）」を選択しないでください。

・郵便番号を郵便局ホームページ等で住所をもとに事前に確認してください。郵便番号入力後に「住所検索」ボタンを押すと、入力した郵便番号に相当する住所が「住所1」に自動表示されますので、お住まいの住所を選択してください。「住所2」には、「住所1」で選択した住所以降を、番地等が重複しないように入力してください。

※9ページの「住所の入力例」参照

・固定電話と携帯電話を両方所有している場合は、どちらとも入力してください。

自営業の場合は「自営業」、農業の場合は「農業」と記入してください。

無職の場合は「その勤務先」には何も入力せず、ここにチェックを入力してください。

連帯保証人・保証人について

⑦一保証制度で「人的保証」を選択した人は、連帯保証人及び保証人を1人ずつ（合計2人）入力する必要があります。

連帯保証人は、奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負います。

保証人には、「分別の利益」が適用されます。また、「検索の抗弁権」及び「催告の抗弁権」があります（連帯保証人には適用されません）。

詳しくは、「貸与奨学金案内」を参照してください。

また、選任した連帯保証人・保証人が機構の定める条件を満たすかどうかチェックしてください。選任条件を全て満たし、かつ必要書類を提出できる場合は、連帯保証人・保証人として選任できますので、[10]～[11]ページの(1)、(2)を記入してください。

もし、**1つでも選任条件を満たさない、又は必要書類を提出できない場合は、連帯保証人・保証人として選任できません。**あらためて条件に合致する別の人を選任しなおしてください。条件に合致する人を選任できない場合は、⑦一保証制度で「機関保証」を選択し、保証制度を変更してください。

採用時に提出しなければならない書類（返還誓約書）には、スカラネットで入力した連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）し、印鑑登録証明書等を添付しなければなりません。**スカラネット入力前に、連帯保証人・保証人として予定している人に役割・自署・押印、提出書類について説明し、奨学金の返還について引き受けることの承諾を得ておいてください。**

「はい」の場合に選択

STEP7

⑨ーあなたの家族情報

1. あなたは社会的養護を必要とする人ですか。

「はい」と答えた人は、あてはまるものを選択してください。

要選択

はい いいえ

児童養護施設入所者等

児童自立支援施設入所者等

児童心理治療施設入所者等

自立援助ホーム入所者等

里親に養育されている（いた）人

ファミリーホームで養育されている（いた）人

2. あなたの家族の人数

(1) 家族全員（あなたを含む）の人数を選択してください。

(1) [] 人

18歳時点であてはまる「はい」を選択する人は、施設に入所していた、又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類の提出が必要です。（証明書類の例）

施設等在籍証明書（施設長発行）、児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）、措置解除決定通知書（児童相談所発行）等

* 機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

申込者と生計が同一（同じ収入で生活している）である全員の人数です（同居別居を問いません）。収入があり別生計の兄弟姉妹や祖父母は含まれません。また、「⑨ーあなたの家族情報」の1.で「はい」を選択した場合は自動的に1名と表示されます。

3. 生計維持者（原則父母、父母がない場合は代わって生計を維持する人）について記入してください。

1で「はい」と回答した人については、生計維持者について一部自動表示されます。

※父母がいる場合は、収入の有無に関わらず必ず父母とともに生計維持者として入力が必要です（離婚等により完全に別生計の人を除く）。

(1) あなたの生計維持者の人数を選択してください。 (1) 人

(2) 生計維持者①（父母のいずれか、父母がない場合は代わって生計を維持する人）

(a) あなたの続柄 (a) 人

(b) 生計維持者①の氏名 姓 名
 (b) 漢字（全角5文字以内）
 カナ（全角15文字以内）

(c) 生計維持者①の住所 (c) 郵便番号（半角数字） 住所検索
 住所1（自動入力）
 住所2（番地以降）（全角文字）

(d) 生計維持者①の生年月日 (d) 年 月 日 生

(e) 生計維持者①のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
 (注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
 提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。

準備できている
 これから準備する
 その他

単に「見つからない」は不可
探す又は再発行を行うこと

(f) 所得（申込時点の状況）について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
 ※金額は万円単位で入力してください。（例：1,000,000円⇒100万円）

1. 給与所得
 2. 商店・農業工業、個人経営
 3. 失業手当
 4. 生活保護費

年額 万円

※生活保護費はマイナンバーより情報収集しますので金額の入力は不要です。該当する場合は☑のみを入力してください。

5. 傷病手当金
 6. 年金
 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
 8. 祖父母等からの援助や養育費等
 9. その他
 10. 2021年1月1日以前から無職

年額 万円
 年額 万円
 年額 万円
 年額 万円
 年額 万円

※無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1. 給与所得」または「2. 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。
 2021年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）

※生計維持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業

就職・転職・退職・開業・廃業後の年収（見込み）はいくらですか。
 （給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です）

・給与所得者 給与支払金額合計 年額 万円
 ・給与所得以外（商店・農業工業、個人経営） 所得金額合計 年額 万円

※申込時点において、複数の勤務先または複数の事業経営があり、1つでも2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合はこちらに年額（見込み）を入力してください。

※全ての勤務先で退職・全ての事業経営で廃業しており、手当等も受給していない場合は、年額0万円と入力してください。

※海外勤務の場合でマイナンバーを提出できない場合もこちらに年額（見込み）を入力してください（マイナンバー提出不可に係る所定の手続きが必要です）。

※2021年以降海外勤務期間がある方は、マイナンバーを提出した場合でもこちらに年額（見込み）を入力してください。

※生計維持者については、必ず「給付奨学金案内」12ページを確認してください。

生計維持者とは、あなたの生計を維持する人という意味であり、原則父母（父母ともいる場合2人とも）としています。無収入の場合でも、生計維持者として入力する必要があります。入力漏れがないか確認してください。

生計維持者は最大2人です。

生計維持者①の入力は必須です。
 ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。
 その際は、養子縁組の有無に関わらず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「貸与奨学金案内」を確認し、該当するものを全て選択してください（年額の入力は1万円未満切り捨て）。

設問（f）は、給付奨学金のみ希望する人には表示されません。

「1.」と「2.」の欄の年額欄は、自治体等からマイナンバーにより収入情報を取得するため、表示されません。
 ただし、貸与奨学金を希望する人で生計維持者の勤務先が2021年1月2日以降に変更している場合、勤務先変更後の収入を入力する必要がありますので、以下の設問（f10.）の下の「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を必ず選択してください。
 ※二次採用（秋）で申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。

「7.」に年額を入力する場合、[13]ページ（3）の生計維持者②にも同じ収入を入力しないように注意してください（二重計上されてしまいます）。

「10.」にチェックを入れることができるのは、2021年1月1日以前から無職かつ申込時点まで「3.」～「9.」全てに該当しない場合のみです。
 他に収入が存在する場合は、該当の箇所にチェックを入れ、「10.」にはチェックを入れないでください。（「1.」～「9.」のいずれかと「10.」の両方にチェックを入れると先に進めません）。

また、2021年1月2日以降に退職・廃業している場合は、「10.」にチェックを入れず上の「1.」又は「2.」を選択したうえで下の「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択し、年額入力してください（複数の勤務先・事業形態のうち、1つでも退職・廃業している場合も同じです）。

※二次採用（秋）で申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。

生計維持者の勤務先が、2021年1月1日以前から変更がない場合は上のボタンを選択、2021年1月2日以降に変更している場合は下のボタンを選択してください。
 ※二次採用（秋）で申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。

生計維持者が海外勤務のためマイナンバーを提出できない場合の取扱いは、機構HP「生計維持者が海外に居住している場合」を参照してください。

海外勤務等により2022年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がない場合が該当します（二次採用（秋）で申し込む場合は、2023年1月1日に住民票（住民登録）がない場合となります）。

(g) 生計維持者①は2022年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
要選択 はい いいえ

(h) 生計維持者①は2022年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。
要選択 はい いいえ

(3) 生計維持者②（父、母など）

(a) あなたの続柄 (a) □▼

(b) 生計維持者②の氏名 姓 名
 (b) 漢字（全角5文字以内）
 カナ（全角15文字以内）

(c) 生計維持者②の住所 (c) 郵便番号（半角数字）□-□□□ 住所検索
 住所1（自動入力）
 住所2（番地以降）（全角文字）

(d) 生計維持者②の生年月日 (d) □□□□ 年 □□ 月 □□ 日生

(e) 生計維持者②のマイナンバーを機構に提出する準備はできていますか。

(注1) 「その他」を選択した人は、提出できない事情を選択してください。
 (注2) 家計審査のため、マイナンバーの提出が必要です。
 提出できない場合は、別途毎年所得証明書等の証明書類の提出が必要となります。
準備できている
これから準備する
その他

(f) 所得（申込時点の状況）について、該当するものをすべて選び、年額を入力してください。
 ※金額は円単位で入力してください。（例：1,000,000円⇒100万円）

1. 給与所得
 2. 商店・農業工業、個人経営
 3. 失業手当
 4. 生活保護費

年額 □□□□ 万円

※生活保護費はマイナンバーより情報取集しますので金額の入力は不要です。該当する場合は□のみを入力してください。

5. 傷病手当金
 6. 年金
 7. 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
 8. 祖父母等からの援助や養育費等
 9. その他
 10. 2021年1月1日以前から無職

※無職であっても他に収入が存在する場合は、上記の該当する項目を選び、年額を入力してください。

「1. 給与所得」または「2. 商店・農業工業、個人経営」を選んだ人は、あてはまるものを選択してください。

2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業しましたか。
○2021年1月1日以前から同じ勤務先（同じ業務形態で事業経営）
 ※生計維持者のマイナンバーから収入情報を連携しますので収入金額の入力は不要です。

○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業
 就職・転職・退職・開業・廃業後の年収（見込み）はいくらですか。
 （給与明細、帳簿、年収見込証明書、離職票等の学校への提出が必要です。）

・給与所得者 給与支払金額合計 年額 □□□□ 万円
 ・給与所得以外（商店・農業工業、個人経営）所得金額合計 年額 □□□□ 万円

※申込時点において、複数の勤務先または複数の事業経営があり、1つでも2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業している場合はこちらに年額（見込み）を入力してください。

※全ての勤務先で退職・全ての事業経営で廃業しており、手当等も受給していない場合は、年額0円と入力してください。

※海外勤務の場合でマイナンバーを提出できない場合もこちらに年額（見込み）を入力してください（マイナンバー提出不可に係る所定の手続きが必要です）。

※2021年以降海外勤務期間がある方は、マイナンバーを提出した場合でもこちらに年額（見込み）を入力してください。

(g) 生計維持者②は2022年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
要選択 はい いいえ

(h) 生計維持者②は2022年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。
要選択 はい いいえ

二次採用（秋）で申し込む場合は、2022年を2023年に読み替えてください。

父母のうち 12 ページ (2) 生計維持者①に入力した人ではない人を、必ず入力してください。定期採用の申込者は、ここで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。

※一人親の場合は（3）の入力は不要です。
 ※父母ともいない場合で代わって生計を維持している人がいるときは、主に生計を維持している人を 12 ページ (2) に入力してください。（3）の入力は不要です。

離婚後に父母が再婚（事実婚含む）している場合は、再婚相手も生計維持者として入力する必要があります。

その際は、養子縁組の有無に関わらず、再婚相手の続柄は父又は母を選択してください。

「貸与奨学金案内」を確認し、該当するものを全て選択してください（年額の入力は1万円未満切り捨て）。

設問 (f) は、給付奨学金のみ希望する人には表示されません。

「1.」と「2.」の欄の年額欄は、自治体等からマイナンバーにより収入情報を取得するため、表示されません。

ただし、貸与奨学金を希望する人が生計維持者の勤務先が2021年1月2日以降に変更している場合、勤務先変更後の収入を入力する必要がありますので、以下の設問（f10.）の下の「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を必ず選択してください。

※二次採用（秋）で申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。

「7.」に年額を入力する場合、12 ページ (2) の生計維持者①にも同じ収入を入力しないように注意してください（二重計上されてしまします）。

「10.」にチェックを入れることができるのは、2021年1月1日以前から無職かつ申込日時点で「3.」～「9.」全てに該当しない場合のみです。他に収入が存在する場合は、該当箇所にチェックを入れ、「10.」にはチェックを入れないでください（「1.」～「9.」のいずれかと「10.」の両方にチェックを入れると先に進めません）。

また、2021年1月2日以降に退職・廃業している場合は、「10.」にチェックを入れず上の「1.」又は「2.」を選択したうえで下の「○2021年1月2日以降に就職・転職・退職・開業・廃業」を選択し、年額を入力してください（複数の勤務先・事業形態のうち、1つでも退職・廃業している場合も同じです）。

※二次採用（秋）で申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。

生計維持者の勤務先が、2021年1月1日以前から変更がない場合は上のボタンを選択、2021年1月2日以降に変更している場合は下のボタンを選択してください。

※二次採用（秋）で申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。

生計維持者が海外勤務のためマイナンバーを提出できない場合の取扱いは、機構HP「生計維持者が海外に居住している場合」を参照してください。

海外勤務等により2022年1月1日時点で日本国内に住民票（住民登録）がない場合が該当します（二次採用（秋）で申し込む場合は、2023年1月1日に住民票（住民登録）がない場合となります）。

二次採用（秋）で申し込む場合は、2022年を2023年に読み替えてください。

4. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の合計額は2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）ですか。
※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）。

5. あなたと生計維持者（原則父母）の資産の額をそれぞれ入力してください。（1万円未満切り捨て）

詳しい情報は、[給付奨学金案内p11を参照](#)。

○はい	○いいえ
あなた	<input type="text"/> 万円
生計維持者①	<input type="text"/> 万円
生計維持者②	<input type="text"/> 万円
合計	<input type="text"/> 万円

◆一人親家庭

6. 父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

○父又は母と死別した。
 ○父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。
※「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。
 ○父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 ○その他

◆父母以外

7. 生計維持者に父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

□両親（父母）と死別した。
 □両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
 □わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
 □その他

◆<共通>一人親家庭・父母以外

必要に応じて、上記の事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか？

○はい
○いいえ

「いいえ」の場合、申請できません

事象	証明書類（例）
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書（寡婦（夫）控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 ・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 ・裁判所による係属証明書
父母が離婚調停中	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本、抄本 ・及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

◆申込者本人

8. 生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

○両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的に援助を受けている。
 ○父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
 ○わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
 ○その他

申告いただいた内容について、後日確認させていただく場合があります。
上記の申告に間違いありませんか？

○はい
○いいえ

「いいえ」の場合、申請を受付けません

「いいえ」の場合、所得要件を満たさないため、給付奨学金及び授業料等减免に採用（認定）されません（次期以降で、状況が変化すれば申し入れる場合があります）

「いいえ」を選択した場合は家計基準を満たしていないため採用されません。なお、資産に関する証明書類の提出は不要です。

自身の貯蓄も漏らさず入力すること

生計維持者①の統括が「申込者本人」である場合は、当該欄の生計維持者①及び②は非活性となります。

⑨-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合にのみ表示されます。

「離婚等」については、単なる不仲による別居は認められません。また、「その他」に入力する場合はできるだけ具体的に入力してください。

⑨-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合にのみ表示されます。

父母以外の人が生計維持者にした理由として、父と母と単に不仲であることは認められません。

該当する選択肢が2つ以上あれば全て選択してください。

なお、ここで「生計維持者が父母以外（1名）となるケースは以下のようになります。

・両親（父母）と死別し、おじ夫婦と生活している

※おじ夫婦のうち、あなたの生計を主に維持している方（1名）が「生計維持者」となります。

・両親（父母）が生死不明のため、未成年後見人（祖父）と生活している。

⑨-あなたの家族情報の3.にて、父又は母のいずれかのみを生計維持者としている場合、または父母以外の人が生計維持者としている場合にのみ表示されます。

生計維持者の考え方については、「[給付奨学金案内](#)」12ページ、及びJASSOホームページに掲載している「生計維持者について」「[生計維持者に係るQ&A](#)」を併せて確認してください。

JASSO 生計維持者について

⑨-あなたの家族情報の3.にて、あなた自身を生計維持者（独立生計者）としている場合にのみ表示されます。

あなた自身を生計維持者にした理由として、父と母と単に不仲であることは認められません。また、あなたの収入及び奨学金等だけで生活しているという状況であったとしても、父がいる場合は、原則父が生計維持者となります。

注意！口座情報に誤りがあると、奨学金の初回振込が大幅に遅れることがあります。

入力しようとしている口座が奨学金を受け取れる口座かどうか、次のチェックリストを使って確認してください。

- あなた本人の預・貯金口座です。
- 銀行等の普通預金口座、または、ゆうちょ銀行の通常貯金口座です。
- 誓約欄のカナ氏名と通帳の口座名義人（カナ）は完全に同一です。
- 金融機関名・支店名・口座番号（ゆうちょ銀行以外の場合）、または記号・番号（ゆうちょ銀行の場合）は正しいです。（※）
- この通帳は1年以内に記帳できました（休眠口座ではありません）。
- 農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、ネットバンク、コンビニ銀行等の口座ではありません。
- * 3か月以内に新設された支店は選択できない場合があります。

STEP9 口座情報の入力前にすべて確認すること

⑫-奨学金振込口座情報

1. 公金受取口座の利用を希望しますか。

1. ○希望します ○希望しません

公金受取口座とは

奨学金申込の時点で公金受取口座を登録済であるのみ、「希望します」を選択することができます。ただし、公金受取口座が奨学金の振込に利用できない口座（「給付奨学金案内」16ページ参照）の場合は、「希望しません」を選択してください。

2. 奨学金を振り込む金融機関を選択してください。 2. ○銀行等 ○ゆうちょ銀行

設問1で「（公金受取口座の利用を）希望します」を選択した場合、奨学金の振込先は原則としてあなたが国（デジタル庁）に事前登録した公金受取口座となります。ただし、あなたの公金受取口座情報を機構が利用できない場合に備えて、奨学金の振込先となる口座情報を入力する必要があります。なお、公金受取口座と同じ口座情報を入力して構いません。

【銀行等を選択した場合】

金融機関名および支店名を選択してください。

(1) 金融機関名の読みの先頭1文字を選択してください。 (1) []

[1] (2) 金融機関名を選択してください。 (2) []

(3) 支店名の読みの先頭1文字を選択してください。 (3) []

[2] (4) 支店名を選択してください。 (4) []

3. 預金通帳等で確認後、口座番号を入力してください。

[3] 3. 普通（総合）口座 []

確認のため、再度口座番号を入力してください。 確認用 []

半角数字

4. 口座名義人を入力してください。
(口座名義人は本人に限ります)

[4] 姓 [] 名 []

【ゆうちょ銀行を選択した場合】

3. 資金通帳等で確認後、口座の記号一番号を入力してください。

[1] 記号 [] [2] 番号 []

確認のため、再度口座の記号一番号を入力してください。

記号 [] - 番号 []

半角数字

4. 口座名義人を入力してください。
(口座名義人は本人に限ります)

姓 [] 名 []

【通帳の口座名義人・口座情報が記載されているページのコピーをここに貼り付け】

4	普通預金	銀行等	
キウタロウ			
お預けの通帳記録は 次のとおりです。			
金額	変更後金額	店名	口座番号
円		***	*****
株式会社XX銀行 口座店 XX支店	1	2	3
TEL xxx-xxxx-xxxx			
預金残高 のご紹介先	xxxxxx	xxx-xxxx-xxxx	印紙税申告印 (付につけ印)
お振込入金			税務署承認印

1	2	3	ゆうちょ銀行
記号 1 **** 0	番号 ***** 1		
おなまえ		キウタロウ 様	
株式会社ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9300) 通帳作成地 気象都市田舎町が原1-2-1 株式会社ゆうちょ銀行			
この番号では振込みできません			
この口座を他金融機関からの振込みの受取口座として利用される際は 次の内容をご指定ください。 【店名】一九八(読み: イチキユハヂ) 【店番】198 【預金種目】普通預金 【口座番号】0123456			

入力後、「次へ」ボタンを押すと、STEP10 ⑫-奨学金振込口座情報確認 に進みます。口座情報に誤りがないか確認してから、「次へ」ボタンを押してください。以降は「給付奨学金案内」22ページを見ながら、画面の指示に従って進めてください。